

大好評につき
第2弾

金利優遇

定期貯金

さぼろ

2026年 6月1日(月) ~ 8月31日(月)

年1.40%

(税引き後年1.115%) 令和8年6月1日現在

定期貯金1,000万円3年間お預け入れの場合
受取利息額合計額 約427,813円(税引き後340,904円)

店頭表示金利に年0.8%(税引き後年0.637%)**上乘せ**

新規で10万円以上ご契約いただいた方

※募集期間中に他金融機関からの振込等によりお預入れいただいた資金または現金によるご契約に限ります。

※適用する金利に関しましては今後の金利動向により変化いたします。



JA 福島さくら

お申し込みはお近くのJA窓口へ

金利優遇 定期貯金きぼう スーパー定期貯金(複利型)

商品概要

ご利用いただける方	◆組合員資格をお持ちの方(組合員家族含む)で個人の方
取扱期間	◆2026年6月1日から2026年8月31日
預入方法	①預入方法 ◆一括預入 ◆証書式のみ
	②預入金額 ◆10万円以上5,000万円以内
	③預入単位 ◆1円単位
	④預入期間 ◆3年(元金自動継続方式)
払戻方法	◆満期日以後に一括して払い戻します。
利息	①適用金利 ◆預入時の店頭表示金利(スーパー定期貯金) 十年0.80%を満期日まで適用します。自動継続時は原則として自動継続時の店頭表示金利(スーパー定期貯金)を当該満期日まで適用します。(税引後0.637%)
	②利払頻度 ◆満期日以後に一括して支払います。
	③計算方法 ◆付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。
	④税金 ◆20.315%(国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
	⑤金利情報の入手方法 ◆金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	◆個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	◆満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	◆保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◆苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはコンプライアンス課(電話:024-921-0508)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ◆紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAコンプライアンス課または福島県JAバンク相談所にお申し出ください。福島弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記福島県JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	◆満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは最寄りのJA窓口までお問い合わせください。